

## 規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令案		
担当部局	国土交通省住宅局建築指導課	電話番号: 03-5253-8513	e-mail: kenshi@mlit.go.jp
評価実施時期	平成25年8月20日		
規制の目的、内容及び必要性等	大規模な地震の発生に備えて、建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進する。		
	法令の名称・関連条項とその内容	<p>【政令案の名称】建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令案</p> <p>【関連条項】            特定既存耐震不適格建築物に係る報告徴収の内容(第9条関係)に、建築物の「構造の状況」を加える。(規制の強化・拡充)            (注1)特定既存耐震不適格建築物とは、病院、店舗、旅館等のうち、耐震診断及び耐震改修の努力義務の対象となる建築物            (注2)「構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの」とは、例えば大地震が発生した場合などに、建築物が耐震性に影響を受けるような損傷をしていないか、損傷している場合にはその程度等</p>	
想定される代替案	なし(現行制度上報告徴収させることができる事項及び「構造の状況」は、地震等によって損傷した建築物について、法第15条第2項等に基づき、所管行政庁が指示等を行う上で、必要かつ最低限の情報と考えられる。)		
規制の費用	費用の要素		代替案の場合
	(遵守費用)	報告を求められた場合、構造の状況に係る報告に要する費用が発生。	-
	(行政費用)	必要に応じて構造の状況について報告させ、その内容の確認に要する費用が発生。	-
規制の便益	便益の要素		代替案の場合
	建築物の現状を把握することにより、把握した情報をもとに特定既存耐震不適格建築物に関して、所管行政庁がより適確な指示等ができることとなる。		-
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>遵守費用及び行政費用が一定程度発生するが、建築物の現状を報告徴収事項に加えることにより、的確な指示等を行うことが可能となり、住宅・建築物の耐震化が促進される。南海トラフの巨大地震については、建物被害約94～240万棟、死者数約3～32万人の被害が想定されており、住宅・建築物の耐震化の促進は、このような被害の軽減に資するものである。このような非常に大きな便益に鑑みると、便益が費用を大幅に上回るものと考えられる。</p>		
有識者の見解その他関連事項	特になし		
レビューを行う時期又は条件	改正法附則第4条において、「施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え」とあることから、当該検討の中で本規制についても		
備考			